

本学園は「特定公益増進法人(※)」であり、寄附実績等について一定の条件を満たしているとして文部科学省から証明を受けている学校法人です。寄附された場合は、確定申告によって所得税が還付されることがあります。

※特定公益増進法人…公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進著しく寄与するものとして政令で定めるもの。

1. 個人の場合

税額控除制度と所得控除制度のどちらか一方を選択して、所得税の優遇措置を受けることができます。確定申告の際は、当学園が発行する「特定公益増進法人証明書の写し」「税額控除対象法人の証明書の写し」「寄附金領収証」を確定申告書に添付して税務署にご提出ください。

【1. 税額控除】

所得税から(年間の寄附金の合計額(※1)−2,000)×40%が控除されます。所得税率に関係なく、直接税額から控除するため、小口の寄附でも減税効果が大きくなります。

1万円の寄附をされた場合： $(10,000 - 2,000) \times 40\% = \underline{3,200}$ 円が減税されます。(※2)

5万円の寄附をされた場合： $(50,000 - 2,000) \times 40\% = \underline{19,200}$ 円が減税されます。(※2)

【2. 所得控除】

所得税から(年間の寄附金の合計額(※1)−2,000円)×所得税率(%)が控除されます。課税給与所得金額に応じて5~45%の所得税率で算出するため、税率が高い方が減税効果が大きくなります。

課税所得金額 300万円(税率5%)の人が1万円の寄附をされた場合：
 $(10,000 - 2,000) \times 5\% = \underline{400}$ 円が減税されます。(※2)

課税所得金額 500万円(税率20%)の人が10万円の寄附をされた場合：
 $(100,000 - 2,000) \times 20\% = \underline{19,600}$ 円が減税されます。(※2)

課税所得金額1,000万円(税率33%)の人が50万円の寄附をされた場合：
 $(500,000 - 2,000) \times 33\% = \underline{164,340}$ 円が減税されます。(※2)

※1…所得金額の40%相当額が限度です。

※2…その年分の所得税額の25%相当額が限度です。

2. 法人の場合

【1. 受配者指定寄附金制度を利用する】

日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄附者が指定した学校法人に寄附する制度で、寄附金の全額を損金に算入できますので、法人として寄附される場合は指定寄附金を利用した方が有利です。

http://www.shigaku.go.jp/s_kihu_menu.htm ←詳しくはこちら(私学事業団ホームページ)

【2. 特定公益増進法人に対する寄附金制度を利用する】

一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

① 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

② 特別損金算入限度額

$$\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

手続の際は、当法人が発行する「特定公益増進法人証明書の写し」および「寄附金領収証」が必要です。(特定公益増進法人に対する寄附金のうち、損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。)